

こちら奈良市

東部出張所です

第40号

令和2年7月1日発行

編集・発行 奈良市東部出張所
奈良市大柳生町4735
TEL 93-0001
FAX 93-0061

〜未来のために今できること〜

こんにちは。東部出張所所長補佐の塚本大介です。今年梅雨入りが例年より少し遅れた様ですが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されて一月余りが経ち、少しずつ元の生活に戻りつつはありますが、第2波の襲来の可能性も残されており、引き続き感染拡大に対する細心の注意が求められています。併せて大雨のシーズンでもあり、土砂災害が起こることも予想されますので、皆様におかれましては天候の変化にも気を配り、十分にお気をつけていただきますようお願いいたします。

さて、当出張所の3名の地域おこし協力隊員ですが、残りの任期が半年を割り、個々の活動ミッションに沿って最終の仕上げに向けた活動を続けています。詳しい活動内容については表面の「す・とうぶだより」でお伝えしておりますが、東部地域の振興や任期満了後の定住に向けて取り組んでおります。

地域の皆様におかれましては、残り僅かな期間となりまして、どうか今後とも引き続き本事業を暖かく見守っていただき、ご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。



しかもろくん
©奈良市観光協会

マイナンバー「通知カード」の廃止について

マイナンバーをお知らせするために郵送された通知カードが、令和2年5月25日に廃止されました。なお、廃止後もマイナンバーに変更はありません。



【5月25日以降の通知カードの取扱いについて】

- 通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。
- 5月25日以後、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能です。
- 通知カードは、今後マイナンバーカードを申請された場合に返納いただくこととなりますので、通知カード廃止後も保管してください。

【マイナンバーカードの取得について】

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストア等の端末で住民票や戸籍証明書などが取得できる便利なカードです。取得には、スマートフォンやパソコンから申請することのほか、専用の交付申請書を郵送することもできます。東部出張所に来所して申請される場合、無料で写真撮影をさせていただきます。詳しくは東部出張所住民係までお問合せください。

奈良市空き家バンク制度

奈良市空き家バンク制度、ご存じですか？

奈良市では自然豊かな里山にある空き家の有効活用を目的として、所有者の方から物件を登録してもらい、利用したい方への情報提供を始め、スムーズな利活用につながるように総合的にサポートする奈良市空き家バンクを運営しています。

奈良市空き家バンク対象地域 田原・柳生・大柳生・東里・狭川・月ヶ瀬・都祁

登録を希望される方は、まずは左記窓口にご相談ください。

また、奈良市空き家バンクへの登録相談だけでなく、次のような空き家についてのお悩みもお気軽ににご相談ください。

- 使っていない家の管理が大変になってきた
- 家を相続したものの、自分の家はあるしどうしよう
- 空き家に支払う固定資産税がもつたいない
- 空き家をなんとかしたいが何から始めたらいいのかわからない

■遠方において家の管理ができない

空き家相談窓口

NPO法人空き家コンシェルジュ（奈良市委託事業者） TEL 0744（35）6211

（奈良市担当課 都市整備部住宅課）

※こちらに掲載の情報は編集の都合上、6月12日現在のものになります。

